

529

特277-790



\*76W10729 \*

特277

790

護院  
裁男  
陸軍大將  
爵

本庄 繁述

44



# 傷痍軍人の保護に就て

日本精神を根柢とする精神的保護

日本協會發行



始



聖戰爰に一周年を迎へて感慨眞に新なるものがあります。皇軍の向ふや神速果敢凡ゆる防禦砲壘も一舉に之を殲滅して、進撃に亞ぐに進撃を以てし、漢口の攻略も最早時間の問題となりました。危殆に瀕せる蔣政權最後の喘ぎは、よく第三國を起たしめ得るや否や、来るは第二の世界大戦か？ 將又東洋平和の確立か、今次事變解決の鍵はこゝに秘められてゐます。

全國民に代り聖戰の場に關ふ將兵の勞苦は銃後國民の等しく感謝感激する所であります。此の一年間に、或は護國の鬼と化し、或は戦傷して後送せられたる將兵は相當の數に上つて居ります。別して此の傷痍軍人の今後の長い生涯を思ふ時、吾々は銃後國民として眞剣に考慮すべきものが多々あると思ひます。之に對する國家の保護施設はどうなつてゐるか、また全國民の是に對する恒久的の覺悟に遺憾な點はないか、吾々は日露戰爭後の聲を再び繰り返し度くありません。

傷痍軍人の保護對策の根本精神は、建國の大義に基く精神的保護であらねばならぬ、と說かるる本庄大將の言は、今後、傷痍軍人を更生せしめる上に根抵を爲すものにして國家の保護施設の萬全を經としこゝに初めて完全なる保護の目的は達せられるものと思ひます。

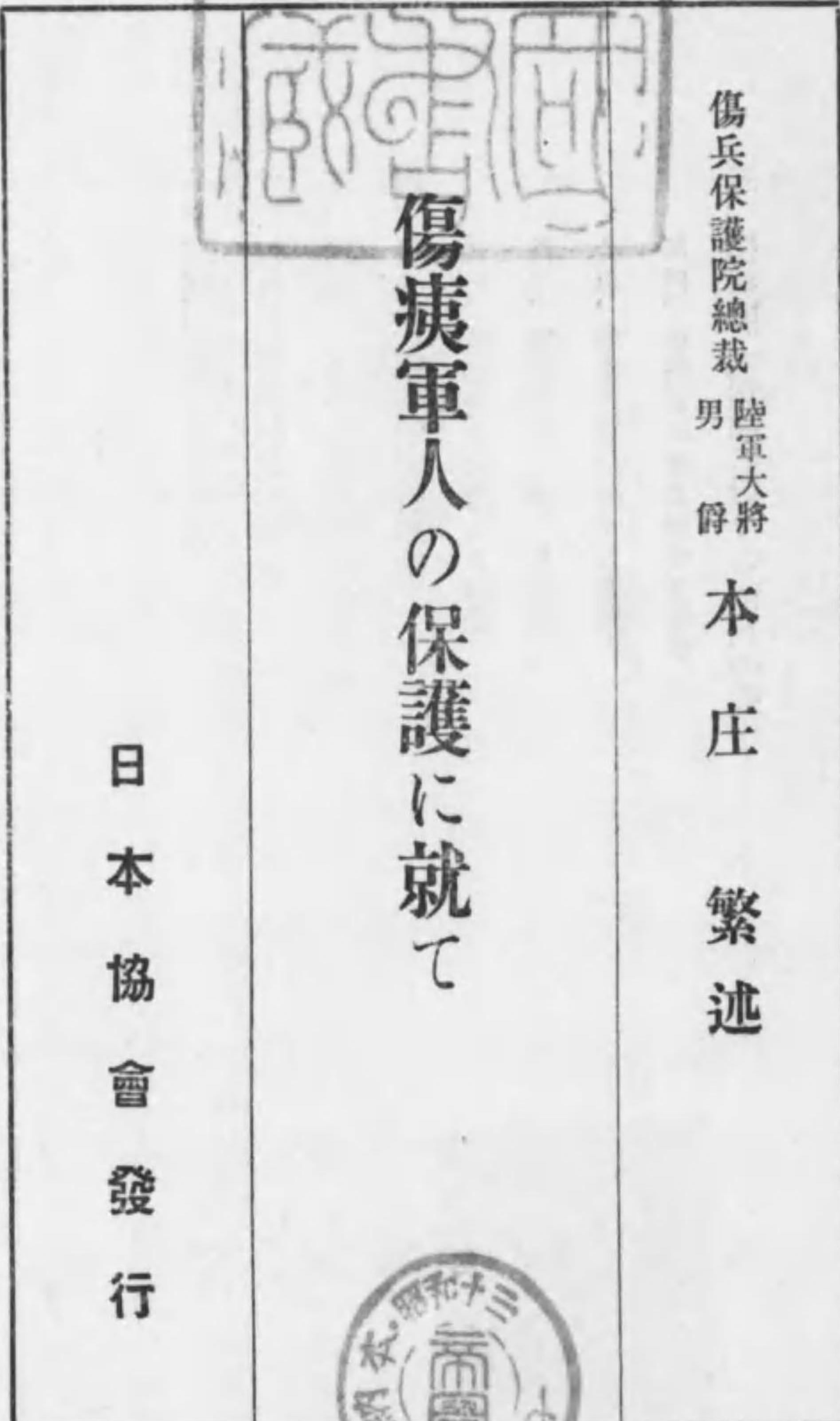
本書は去る六月十日松本様に於ける本會主催の講演會にて本庄大將の講演された草稿を補足加筆せられて發行したものであります。傷兵保護院總裁の重任にある本庄大將が傷痍軍人保護に就て銃後國民に親しく其の保護施設の全貌を解説すると共に、併せて全國民に對して協力支援を要望されたもので、簡明適切なる熱言は出席者に異常なる感銘を與へました。

(編 者)

傷兵保護院總裁 陸軍大將 男爵 本 庄 繁 述

## 傷痍軍人の保護に就て

日本協會發行



目 次

- 一、舉國一致の保護對策.....(一)
- 二、恒久的保護對策の確立.....(三)
- 三、建國の大義に基く精神的保護.....(六)
- 四、傷兵保護院の主要事業.....(九)
  - 其一、教養教化に關する事業
  - 其二、醫療保護に關する事業
  - 其三、職業保護に關する事業
  - 其四、優遇其の他に關する事業
- 五、傷病將士保護に對する國民の覺悟.....(十四)

76W10729



## 傷痍軍人の保護に就て

傷兵保護院總裁

陸軍大將  
爵

本 庄

繁述

### 一、舉國一致の保護對策

今次の支那事變に當り、我が皇軍將士が身を挺して、陸に海に空に寡兵克く大敵と力戦奮闘を續けまする事既に十有二箇月、神速果敢、疾風枯葉を捲くの概を以ちまして首都南京を攻略し、北支の全土を席捲し、又徐州大會戰に於きまして、精銳を誇る敵軍四十箇師を包圍して、遂に之に殲滅

的大打撃を與へ、行動開始後僅かに十六日、五月十九日の拂曉早くも徐州城頭高く日章旗を揚ぐるに至り、皇軍の士氣愈々軒昂、今や燎原の火の如く支那全土を呑まんとするの態勢を示して居るのであります。

是れ偏に御稜威の然らしむる所でありまするが、又以て皇軍將士が、一意專心烈々たる盡忠報國の眞骨髓を發揮し、銃後國民亦之に戮力協心して皇國無窮の大使命に邁進しつゝある結果に外ならないのであります。

然し靜に時局の前途を考へまするに、今次聖戦の大目的たる、東亞の安定を圖り世界平和の基礎を確立する爲には、今後更に長期間に亘り、一層深刻なる難局に遭遇すべき事を覺悟せねばなりません。是れが爲には公私各般の施設悉く確固不動の國策の下に、上下一體となりて其の實行に當るべきでありまするが、就中軍事援護對策の事は、直接皇軍の士氣に影響す

べき、刻下喫緊の重大問題でありまするが故に、政府に於ても其の應急對策として昨年十一月内務省社會局に臨時軍事援護部を設け、専ら當面の諸問題を處理すると共に恒久的對策の調査樹立に當らしめたのであります。惟ふに一身一家を投げ捨てゝ、壯烈敵の堅壘に迫り、長驅物資の缺乏と異りたる氣候風土との下に不眠不休の劇動を續け、可惜春秋に富む身を遂に瘡痍を蒙り戰病に侵ざるゝに至りました傷病將士に對しましては、己に國を擧げて感謝の至情を捧げ慰藉に援護に努力して參つたのであります。

## 二、恒久的保護對策の確立

乍去傷病將士に對する優遇保護の途は、之を以て未だ萬全を期し得るとは申し難いのみならず、斯の種事業は其の性質上、國家が中心となりて實

行に當るべきであつて、此の際一日も速に恒久的根本對策を確定樹立するの緊要なるを痛感されたのであります。茲を以て本年一月厚生省に傷痍軍人保護對策審議會を設け、關係各省及民間各方面の權威者五十餘名を委員に選び、慎重なる論議檢討を重ねて成案を得たのであります。即ち綱領を見れば審議會成案の根本精神を窺ふ事が出來るのであります。即ち

今次事變に因る多數傷痍軍人及從前よりの傷痍軍人に對する保護對策は、現下の情勢に鑑み眞に重要な問題にして、其の樹立に方りては深く我が國體の本義に稽へ、指導精神を確立し且は過去に於ける内外の經驗を參照して、採長補短其の萬全を期せざるべからず。

惟ふに身を挺して皇國に報じたる傷痍軍人に對しては、官民舉つて感謝の至情を效し、此等の勇士が郷に在つて更に至誠奉公克く國民たるの

本分を盡すに遺憾ながらしむるやう優遇保護の方策を講ずべきものとす  
此趣旨の下に傷痍軍人の保護對策は、其の動員前の狀態を目標として心  
身の恢復を圖ると共に、恩給の支給に加へて傷痍軍人の社會的經濟的復  
活に資する各般の措置を執らざるべからず。

凡そ傷痍軍人各自の傷病の種類程度及其の境遇等は、全く各人各様な  
るを以つて其の心身の狀況と希望とに應じ、各種の地位職業に復活せし  
むるには個別的に措置するを旨とすべし、又傷痍軍人の心理に鑑み一般  
國民の傷痍軍人に對する心情態度が、年月を経るに従ひ變化するが如き  
ことなきやう指導すると共に、傷痍軍人保護對策が恒久的に持續せらる  
るやう企畫すべきものとす、而して其の對策たるや一般の慈善救濟とは  
趣を異にし、何れも國家として當に爲すべき處を盡すを以つて本義とす

素より其の成果の完璧を期する爲には、民間の適切なる協力と相俟つべきこと架説を要せず。右審議會の意見中にもありまする通り、凡そ傷病軍人に對する優遇保護の途は官民感謝の發露でありますて、飽くまでも精神的對策を第一義とすべきであります。古來我が國は從容として其の節に殉ずるを以て男子の本懷武人の天賦となして居るのでありますて、盡忠報國の至誠に燃ゆる戰場の將士には一身一家の私事に對する希望や慾求は、一切之を空しうして實に神々しき心境に居るのであります。

### 三、建國の大義に基く精神的保護

是に對して銃後國民は所謂舉國一致凡てが矛を執つて國難に當るべき所

を戰場の將士が進んで吾々に代つて劍電彈雨の下に奮闘して居て呉れるのであると言ふ事に想を致し、此の戰場の將士の勞苦を以て其の勞苦となし戰場に於ける崇高なる犠牲は、之を銃後に移して分擔すると云ふ意氣を以て進み彼等をして眞に後顧の憂なからしむべきであります。而して是こそ我が建國の大義に基く、戰場と銃後とに一貫せる大精神でありますて、傷痍軍人保護の對策はその根抵を此の大精神に發すべきであると存じます。歐洲大戰後各國の採つた傷痍軍人保護對策を見まするに、其以前のものに比較し劃期的の進歩發達を遂げて居り、採つて以て我國今次の對策の參考に資すべきものが渺くないのでありまするが、其根本精神に至りましては我が國體國情と相容れざるものがあるのです。即ち斯種事業が總て權利と義務との思想に根抵を置き、報償主義に基く物質的對策のみに終

始して居る事は、假令萬金を投じましても我が國民の満足する能はざる所であります。元來傷痍軍人各自の傷病の種類程度及其の境遇等は、全く各種各様であり、從て之に對する保護事業も極めて複雜多岐に亘るのであります。但ち傷痍軍人が我等に代つて御國の爲に効いて呉れたと云ふ感謝感激の念に満ち、國民が彼の初めて母國に凱旋、上陸せる白衣の勇士に對して、自ら頭の降るを禁じ得なかつた時の敬虔なる氣持を永久に保續するに在るのであります。生活の安定を圖るが如きは其の手段としての對策に過ぎないのであります。傷痍軍人は恩給を受くるの恩典に浴して居るとは言へ、何彼と身體の不自由な者であり、動もすれば生存競争の激しい現代の社會から、取り残される虞ある者でありますので固より物質的援助を講ずべきであります。夫れ

よりも前に述べました更に進んだ精神的優遇保護の途を講じまして、何時までも國家國民の温情殊遇に感謝感鳴する様に致したいものと存じます。

#### 四、傷兵保護院の主要事業

政府に於て傷痍軍人保護對策審議會成案の主旨に基き本年四月中旬に二局七課よるなる傷兵保護院を新設したのは専ら傷病將兵の保護對策の實行に當らしむべき國家の中心機關たらしめむが爲であります。全般的企畫並に各種保護事業を直接實行すると共に、道府縣其の他の事業を指導助成するものであります。

以下傷兵保護院に於て計畫實行しつつある事業の主要なるものを申し述べると、

第一は教養教化に關する事業であつて、其の一は傷痍軍人に對するものであります。傷痍軍人が徒に國家社會の恩遇に狃れず恩給のみに依存する事なく、自奮自勵、名譽と矜持とを保持しつゝ、再び進んで君國に報ずるの志操を堅持せしめんとする爲に、全國知名の士を精神指導講師に囑託派遣する外講演會、共同見學、修養會等を開催し、映畫を製作して之を觀覽せしめ修養に資すべき印刷物を配布する等の事を致すのであります。其の二は一般國民に對するもので傷痍軍人に對する感謝尊敬の念を永久に持續せしめ傷痍軍人が其の生に安んじて向上發展し得る様、道府縣民間諸團體等と相協力して、指導教化に努めんとするもので、講演會の開催、感謝週間の實施、傷痍軍人に對する感謝の念を起さしむべき各種文藝作品の獎勵、

「ボスター」、「ビラ」、磁瑠製掲示板の配布等をなすのであります。

其二、醫療保護に關する事業  
第二は醫療保護に關する事業であつて、陸海軍病院を退院したる後に於て、傷痛の再發又は結核精神障礙等のある者に對し、國費を以て療養保護の措置を講ずる事で、一時に約百名を收容し得る精神保養所一箇所、一時に一箇所約百名を收容し得る温泉保養所數箇所、一時に一箇所約五百名を收容し得る結核療養所二十箇所を全國各地に建設經營するの外、公私立病院温泉旅館等への委託療養、傷兵院への收容、居宅に於て附近の醫師に就ての療養、手押車その他の介護要具の支給等をなすものであります。

其三、職業保護に關する事業  
第三は職業保護に關する事業であつて、傷痍軍人をして夫々の環境に應

じ其の能力を最高限度に活用して適業を確保せしめんとするものであるが其の所期する所は、單に職業を與へて生活の資を得させると言ふ物質的目が第一義では無いのであります。傷痍軍人をして其の有する能力に應じ適職に就かしめ再び國家社會に奉公の誠を效させ生活の光明を求めしめんとする精神的目的が第一義なのであります。之が爲には國內樞要の地に職業再教育所二箇所を建設し、一箇所一時に約二百名宛を收容して職業教育を爲すの外財團法人啓成社に補助して既設設備を擴充せしめ一時に約百名を收容教育せしむる事になつて居ります。又輕度短期の職業訓練を行ふ爲に道府縣に補助して全國數十箇所に職業訓練所を設置經營せしめ職業保護の徹底を圖る筈であります。其の他職業紹介機關の活動を促進し、各道府縣に職業指導専任の職員を配置し、自營業者に對しては適當なる指導を與

ふると共に生業資金の斡旋をなし、作業義肢補助要具の配給修繕、民間に於ける作業設備の改善助成、就職の斡旋等を爲す事になつて居ります。

#### 其四、優遇其他に關する事業

第四は優遇其他に關する事業であつて、傷痍軍人に對しては官民舉つて感謝の意を表し優遇すべきは勿論であるが、之が爲將來却つて弊害を釀すが如き事なき様留意すると共に、傷痍軍人をして克く其の名譽を發揚せしむる事に努むるものであります。之が爲には子弟の育英助成、大日本傷痍軍人會に補助し全國各地に身上相談所の設置及門標の配布、傷痍軍人臺帳の備付、傷痍軍人表彰弔問費の補助、其の他民間諸團體に對する補助奨勵等が其の主なるものであります。尙他の省又は民間團體に於ても夫々率先優遇の途が講ぜられつつあつて、既に改善せられ又は今後改善せられん

とする主なるものは、恩給法の改正、軍人傷痍記章令の改正、及各種特典付與の擴充であります。

### 五、傷病將士保護に對する國民の覺悟

而うして日露戰役の經驗に鑑みるも又歐洲大戰後の實蹟に徴して見ても傷痍軍人が未だ其病院に居る内から自己將來の職業の選擇に心掛け、歸郷早々息を衝く暇もなく直ちに就業した人は、孰れも立派に成功して居りますが、其の然らざる者は悉く失敗し中には誠に悲惨なる生涯を送つた者さへあります。傷病將士が歸郷したならば暫くは緩々と靜養もさし度いと思ふのは其の父母を初め周囲の人々の人情として洵に無理からぬ事ではあると存じますが、之れが爲に精神に弛みを生じ職業に就く機會も逸する事と

なると思はれますので、歸郷したならば先づ第一に適當なる職業に就く様導く事であります。恩給の如きは想ひも寄らざる特別の恩典として、之には手も觸れざる堅い決心で今後の萬一に備へて置き、身體の機能に缺陷を生じたりとも少しでも手足の自由のきく以上徒らに國家國民の同情にのみ依存する事なく何處までも自立自活で其の進路を開拓して行くと言ふ覺悟を持ち呉るゝ様致し度いと存じます。且又假りそめにも國家の保護に狃れ國民の知遇に甘へて傲慢不遜に陥り世の指彈を蒙るが如き事なく益々謙讓の美德を發揮し確固不拔の志操を堅持し以て一般の尊敬と信賴とを深めしめ度いものであります。之れ即ち傷兵の將來に光明を仰がしめ傷痍軍人としての立派な名譽と矜持とを保ちつゝ希望に富んだ一生を送らしめ得る所以のものと存じます。申すも畏き極みでありますが上　皇室に於かせられ

一六

ては、痛く傷病將士の上に御軫念あらせられて、重ね重ねの有難き思召を  
拜しつゝある事は、洵に恐懼措く能はざる所であります。下國民亦衷心よ  
り感謝尊敬し、慰藉慰安一日も速かに傷病の快癒せむ事を祈念して居る事  
は前にも申し述べた通りであります。然るに傷兵保護の任を辱ふして居り  
まする私共は誠に微力にして果して克く其の任に堪ゆるやを憂慮し責任の  
極めて重大なるを痛感し局に當れる者一同と共に眞に心魂を打ち込んで是  
非其の實效を擧げなければならぬと覺悟して居ります。

本日當席に御臨場を願つて居りまする各位は皆有識の方々であります  
が故に、此の傷兵保護の事業に御支援御協力を切望致します。又特に平素  
傷痍軍人に接觸する世人大衆が、永久に現在の尊敬と感謝の熱情とを續け  
て呉れまする様御配慮を念願するものであります。(完)

昭和十三年七月廿三日印刷  
昭和十三年七月廿五日發行

## 傷痍軍人の保護に就て

〔非賣品〕

版權所有

發行者 渡邊卓哉  
印刷所 東京市小石川區西青柳町一一  
日本協會印刷部

東京市豊島區雑司ヶ谷町一ノ四

日本協會出版部

電話牛込(34)五二六九番  
振替東京一〇七、九三〇番

發行所

東京市豊島區雑司ヶ谷町一ノ四  
日本協會出

終

